

日野町除雪機械購入補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 町長は、自治会等が除雪期における除雪対策のため新たに購入する除雪機械に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては日野町補助金等交付規則（平成10年日野町規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象)

第2条 補助対象となる除雪機械は、自治会等が道路等の公共施設の除雪に使用するものとし、個人が使用するものは補助金の対象としない。

2 前項の除雪機械の補助は、自治会等につき1年度に1回を限度とする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

(補助金額)

第3条 補助金額は、除雪機械の購入費用（取付け費用を除く。）の3分の1の額（1,000未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とし、150,000円を限度額とする。）とする。

(事業計画書)

第4条 規則第3条第1項第1号に定める事業計画書は、様式第1号とする。

(補助金の交付条件)

第5条 規則第5条に定める交付条件として、補助金の交付を受ける自治会は、除雪機械について任意保険に加入するものとし、町は事故等について一切責任を負わないものとする。

(実績報告書)

第6条 規則第12条に定める実績報告書は、様式第2号とする。

2 同条に規定する町長が別に定める書類は、領収書写しおよび写真とする。

付 則

この告示は、平成10年7月1日から施行する。

付 則

この告示は、平成29年12月26日から施行する。

付 則

この告示は、平成30年5月1日から施行する。